

## 盛岡市クリーンセンターの建設工事に係る損害賠償請求について

平成19年2月27日

財政部・環境部

## 1 クリーンセンターの建設工事について

本市のクリーンセンターの建設工事は、平成6年7月にごみ焼却施設のプラントメーカー5社 [REDACTED] の5社をいう。以下同じ。) による指名競争入札を実施し、その結果 188 億円 (消費税抜き) で落札した当時の [REDACTED] との間で、同年8月に工事契約を締結したものである。

## 2 公正取引委員会の動き

公正取引委員会は、平成6年4月から平成10年9月までの期間 (以下「審査対象期間」という。) において地方公共団体が発注したごみ焼却施設建設工事 87 件について、入札談合があったとの認識の基に平成11年8月、5社に対し排除勧告を行ったが、5社はその応諾を拒否したため、同年9月審判が開始されたものである。

審判は、計25回行われ、平成18年6月27日対象工事87件の過半について談合があったと認めることができるとした審決を行ったところである。

なお、本市のクリーンセンターの建設工事の入札は、この審査対象期間内に実施されたものである。

## 3 主な経緯

平成6年7月26日 5社による指名競争入札

日本鋼管(株)が 18,800,000 千円 (税込 19,364,000 千円) で落札

設計額 19,591,000 千円 (税込 3% 20,178,730 千円)

請負率 落札額 19,364,000 千円 / 設計額 20,178,730 千円  
=95.9624%

落札率 落札額 19,364,000 千円 / 予定価格 19,573,368 千円  
=98.93%

工事代金支払い完了年月日 平成10年5月6日

平成11年8月13日 5社に対し公正取引委員会から排除勧告が出された。

(5社は応諾拒否)

9月8日 公正取引委員会の審判開始

平成16年3月29日 公正取引委員会の第一次審決 (排除勧告案と同旨)

(5社は「再犯のおそれがないので審決無用」として異議申立)

平成18年3月28日 公正取引委員会の第二次審決

(再犯のおそれはあるとして一次案を維持)

6月27日 公正取引委員会の審判審決



## 5 参考(地方公共団体の損害賠償請求及び住民訴訟の動き)

### (1) 地方公共団体による損害賠償請求の動き

平成18年6月27日の公正取引委員会の審判審決後、平成19年1月15日までの期間において名古屋市や海部地区環境事務組合(愛知県)など6地方公共団体が、それぞれ受注者に対し損害賠償請求を行っている。

なお、名古屋市など2地方公共団体では、業者が損害賠償請求に対し応じないことから提訴している状況である。

### (2) 住民訴訟の動き

ごみ焼却施設建設に係る住民訴訟(工事請負業者が発注者に対し損害の賠償をしよう求めたもの)はこれまで13件提起されているが、一審段階では、現在のところ、公正取引委員会で違反行為があったとしている8件について原告(住民側)が勝訴し、2件が敗訴している。